

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

◎大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（特定建築物の所有者等の義務）</p> <p>第9条 <u>市規則</u>で定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（以下「特定建築物」という。）の所有者及び管理者は、市長の指導に従い、当該事業系廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2 特定建築物の所有者又は管理者は、<u>市規則</u>で定めるところにより、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 特定建築物の所有者又は管理者は、当該特定建築物から排出される事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する業務を担当させるため、<u>市規則</u>で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4－5 （略）</p> <p>（再生利用対象物の保管施設の設置）</p>	<p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（特定建築物の所有者等の義務）</p> <p>第9条 <u>市長</u>が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（以下「特定建築物」という。）の所有者及び管理者は、市長の指導に従い、当該事業系廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2 特定建築物の所有者又は管理者は、<u>市長</u>が定めるところにより、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 特定建築物の所有者又は管理者は、当該特定建築物から排出される事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する業務を担当させるため、<u>市長</u>が定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4－5 （略）</p> <p>（再生利用対象物の保管施設の設置）</p>

第10条 (略)

- 2 市規則で定める大規模な建物を建設しようとする者（以下「大規模建築物の建設者」という。）は、その建物又は敷地内に、市規則で定める基準に従い、再生利用対象物の保管施設を設置しなければならない。
- 3 大規模建築物の建設者は、前項の保管施設について、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、市規則で定めるところにより、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の受入基準等)

第20条 土地又は建物の占有者（土地又は建物の占有者から一般廃棄物の運搬を受託した者を含む。次項において同じ。）は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬

第10条 (略)

- 2 市長が定める大規模な建物を建設しようとする者（以下「大規模建築物の建設者」という。）は、その建物又は敷地内に、市長が定める基準に従い、再生利用対象物の保管施設を設置しなければならない。
- 3 大規模建築物の建設者は、前項の保管施設について、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、市長が定めるところにより、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の受入基準等)

第20条 土地又は建物の占有者（土地又は建物の占有者から一般廃棄物の運搬を受託した者を含む。次項において同じ。）は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬

入る場合には、市規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 (略)

(一般廃棄物の保管施設の設置)

第21条 (略)

2 (略)

3 大規模建築物の建設者は、その建物又は敷地内に、市規則で定める基準に従い、一般廃棄物の保管施設を設置しなければならない。

4 大規模建築物の建設者は、前項の保管施設について、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第23条の2の3 前条第1項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第1号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

2 前条第2項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

入る場合には、市長が定める受入基準に従わなければならない。

2 (略)

(一般廃棄物の保管施設の設置)

第21条 (略)

2 (略)

3 大規模建築物の建設者は、その建物又は敷地内に、市長が定める基準に従い、一般廃棄物の保管施設を設置しなければならない。

4 大規模建築物の建設者は、前項の保管施設について、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第23条の2の3 前条第1項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第1号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

2 前条第2項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載及び保存)

第23条の2の5 第23条の2の2第1項又は第2項の規定により届出書を提出した者(以下「保管の届出者」という。)は、帳簿を備え付け、産業廃棄物の保管について市規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、市規則で定めるところにより、保存しなければならない。

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第23条の2の6 保管の届出者は、市規則で定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出に係る事業場である旨その他市規則で定める事項を表示しなければならない。

第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続

(縦覧の手続)

第23条の3 市長は、対象施設の設置等(対象施設の設置又は法第9

産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載及び保存)

第23条の2の5 第23条の2の2第1項又は第2項の規定により届出書を提出した者(以下「保管の届出者」という。)は、帳簿を備え付け、産業廃棄物の保管について市長が定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、市長が定めるところにより、保存しなければならない。

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第23条の2の6 保管の届出者は、市長が定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出に係る事業場である旨その他市長が定める事項を表示しなければならない。

第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続

(縦覧の手続)

第23条の3 市長は、対象施設の設置等(対象施設の設置又は法第9

条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。)に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他市規則で定める事項を告示するものとする。

2 (略)

(意見書の提出)

第23条の4 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、市規則で定めるところにより、同条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(事前協議)

第23条の7 (略)

2 前項の規定による協議をしようとする者(以下「事業計画者」という。)は、対象処理施設の種類及び設置場所、処理する産業廃棄物の種類その他市長が定める事項を記載した協議書(以下「事前協議書」という。)に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。)に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他市長が定める事項を告示するものとする。

2 (略)

(意見書の提出)

第23条の4 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、市長が定めるところにより、同条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(事前協議)

第23条の7 (略)

2 前項の規定による協議をしようとする者(以下「事業計画者」という。)は、市長が定めるところにより、対象処理施設の種類及び設置場所、処理する産業廃棄物の種類その他市長が定める事項を記載した協議書(以下「事前協議書」という。)に市長が定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(説明会の開催)

第23条の8 事業計画者は、前条第1項の規定による協議が整ったときは、速やかに当該協議に係る対象処理施設により生活環境に影響を受けると認められる地域（以下「関係地域」という。）内の住民その他市規則で定める者（以下「関係住民等」という。）に事前協議書の記載事項を周知させ、関係住民等の理解を深めるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 (略)

3 事業計画者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、市規則で定めるところにより、説明会の期日及び場所その他市規則で定める事項を記載した説明会開催計画書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出するとともに、関係住民等にこれらの事項を周知させなければならない。

(意見書の提出)

第23条の9 関係住民等は、説明会の期日（2回以上開催されたときにあっては、その最後の期日）の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市規則で定めるところにより、事業計画者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(説明会の開催)

第23条の8 事業計画者は、前条第1項の規定による協議が整ったときは、速やかに当該協議に係る対象処理施設により生活環境に影響を受けると認められる地域（以下「関係地域」という。）内の住民その他市長が定める者（以下「関係住民等」という。）に事前協議書の記載事項を周知させ、関係住民等の理解を深めるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 (略)

3 事業計画者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、説明会の期日及び場所その他市長が定める事項を記載した説明会開催計画書に市長が定める書類を添付し、これを市長に提出するとともに、関係住民等にこれらの事項を周知させなければならない。

(意見書の提出)

第23条の9 関係住民等は、説明会の期日（2回以上開催されたときにあっては、その最後の期日）の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長が定めるところにより、事業計画者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(見解書の提出)

第23条の10 事業計画者は、前条の意見書の提出を受けたときは、速やかに、市規則で定めるところにより、当該意見書を提出した関係住民等に対し、当該意見書に記載された意見に対する事業計画者の見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を送付しなければならない。

(事業計画書の提出)

第23条の11 事業計画者は、説明会の開催の結果及び第23条の9の意見書の内容を十分に参酌し、対象処理施設の種類及び設置場所、処理する産業廃棄物の種類その他市規則で定める事項を記載した事業計画書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、説明会の開催の結果を記載した書類（以下「説明会報告書」という。）、第23条の9の意見書、見解書その他市規則で定める書類を添付しなければならない。

(準用)

第23条の14 (略)

2 第23条の7から前条までの規定は、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用

(見解書の提出)

第23条の10 事業計画者は、前条の意見書の提出を受けたときは、速やかに、市長が定めるところにより、当該意見書を提出した関係住民等に対し、当該意見書に記載された意見に対する事業計画者の見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を送付しなければならない。

(事業計画書の提出)

第23条の11 事業計画者は、説明会の開催の結果及び第23条の9の意見書の内容を十分に参酌し、対象処理施設の種類及び設置場所、処理する産業廃棄物の種類その他市長が定める事項を記載した事業計画書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、説明会の開催の結果を記載した書類（以下「説明会報告書」という。）、第23条の9の意見書、見解書その他市長が定める書類を添付しなければならない。

(準用)

第23条の14 (略)

2 第23条の7から前条までの規定は、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用

する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第23条の7第1項中「を設置しよう」とあるのは「の設置の場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更で市規則で定めるものをしよう」と、同項第1号及び第2号中「許可に係る業を行うために設置する」とあるのは「届出に係る設置の場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更をする」と読み替えるものとする。

- 3 第23条の7から前条までの規定（第23条の7第1項第3号に掲げる施設に係るものに限る。）は、法第15条の2の5第1項の規定による許可を受けようとする者及び同条第3項の規定により準用する法第9条第3項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第23条の7第1項中「を設置しよう」とあるのは「に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更で市規則で定めるものをしよう」と読み替えるものとする。

第4章 生活環境の清潔保持

（清潔保持推進区域の指定）

第24条 （略）

- 2 市長は、清潔保持推進区域を指定するときは、その旨、その区域

する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第23条の7第1項中「を設置しよう」とあるのは「の設置の場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更で市長が定めるものをしよう」と、同項第1号及び第2号中「許可に係る業を行うために設置する」とあるのは「届出に係る設置の場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更をする」と読み替えるものとする。

- 3 第23条の7から前条までの規定（第23条の7第1項第3号に掲げる施設に係るものに限る。）は、法第15条の2の5第1項の規定による許可を受けようとする者及び同条第3項の規定により準用する法第9条第3項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第23条の7第1項中「を設置しよう」とあるのは「に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更で市長が定めるものをしよう」と読み替えるものとする。

第4章 生活環境の清潔保持

（清潔保持推進区域の指定）

第24条 （略）

- 2 市長は、清潔保持推進区域を指定するときは、その旨、その区域

及び期間、その区域において実施する施策の概要その他市規則で定める事項を告示するものとする。

第5章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手数料を徴収する。

及び期間、その区域において実施する施策の概要その他市長が定める事項を告示するものとする。

第5章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次表に定める手数料を徴収する。

種別		取扱区分	単位	手数料
特定家庭 用機器廃 棄物	テレビジ ョン受信 機	<u>ブラウン管式のもの</u> <u>の</u>	25型未満の大き さのもの1個に つき	1,200円
			25型以上の大き さのもの1個に つき	2,400円
		<u>液晶式のもの（電 源として一次電池 又は蓄電池を使用 しないもの</u> に限り、 <u>建築物に組み込む ことができるよう に設計したものを 除く。）及びプラ ズマ式のもの</u>	55型未満の大き さのもの1個に つき	1,200円
	電気洗濯 機及び衣 類乾燥機		(略)	(略)

種別		取扱区分	単位	手数料
特定家庭 用機器廃 棄物	テレビジ ョン受信 機（ <u>ブラ ウン管式 のものに 限る。</u> ）		25型未満の大き さのもの1個に つき	1,200円
			25型以上の大き さのもの1個に つき	2,400円
	電気洗濯 機		(略)	(略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市規則で定める。

(告示産業廃棄物の処分費用)

第33条 本市が告示産業廃棄物の処分を行う際には、10キログラムまでごとに58円の範囲内で市規則で定める費用を徴収する。

2 (略)

第6章 大阪市廃棄物減量等推進審議会

(大阪市廃棄物減量等推進審議会)

第33条の2 (略)

2-5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市規則で定める。

第7章 雑則

(開発事業における事前協議)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

(告示産業廃棄物の処分費用)

第33条 本市が告示産業廃棄物の処分を行う際には、10キログラムまでごとに58円の範囲内で市長が定める費用を徴収する。

2 (略)

第6章 大阪市廃棄物減量等推進審議会

(大阪市廃棄物減量等推進審議会)

第33条の2 (略)

2-5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定める。

第7章 雑則

(開発事業における事前協議)

第34条 市規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の完了後に当該開発事業の施行区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(施行の細目)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 34 条 市長が定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の完了後に当該開発事業の施行区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(施行の細目)

第 38 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。